

議事要旨(4)退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬常勤委員（専門委員長）より、今回の検討は、IASB/FASB の議論の動向を踏まえた中長期的な検討の前の短期的なプロジェクトとして取り組むものである旨の説明がなされた。続いて、河本専門研究員より、資料（審議事項(4)-1～(4)-4）に基づき、専門委員会における検討状況の説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

（回廊アプローチ・重要性基準の取扱いについて）

- ・ 委員の一人から、専門委員会での議論を聞く限り、重要性基準には問題があり、スムージングの観点からは回廊アプローチを導入する案がロジカルという印象があることから、現行の日本基準（口案）を採るのであれば、もう少し理屈を考える必要があるのではないかという意見があった。
- ・ 一方、別の委員からは、退職給付会計は年金債務の期末時価を算定することを目的としているものではなく、期末一時点の利率を使用する理屈は必ずしもないとした上で、海外の回廊アプローチも日本の重要性基準も期末一時点の基礎率による見積りの変動を厳密に反映させない方が財務情報として有用と考えている点では同じであるとして、口案を支持する意見があった。
- ・ また、20年、30年先の年金を割り引くときには、期末一時の利率で割り引く方法よりも現行の日本基準の方が意味正しいのではないかとした上で、割引率の規定（注解注6 なお書き）を削除する場合には、例えば重要性基準との関連性などの議論を詰めておく必要があるとの意見もあった。

（海外における取扱いの実態について）

- ・ 資料(4)-4の「基礎率の決定に関する重要性の考慮について海外基準では明示的な記載はない」との説明について、海外でも、必ずしも期末割引率が使用されておらず、ある程度安定性が考慮されたものになっているのではないかと指摘があり、結果として日本基準だけが海外と比べて厳しくなることのないように考慮すべきという意見があった。

（貸借対照表日前のデータの利用について）

- ・ 資料(4)-3の【論点3】「貸借対照表日前のデータの利用」について、実務上の問題点について専門委員会で議論はなかったのかとの質問に対して、事務局からは、期末日前に複数の測定値を計算して対応できるとの見解がある一方、期末日レートで計算することは実務的には困難との意見もあった、との説明がなされた。

これらの意見を踏まえ、3月の公開草案公表を目指して、引き続き検討することとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。